

昭和四十八年法律第百十八号

水源地域対策特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定ダム等」とは、指定ダム及び指定湖沼水位調節施設をいう。

2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダムで政令で指定するものをいう。

3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人水資源機構が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。

- 一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。
- 二 その建設により二以上の都府県が著しい利益を受けること。

(水源地域の指定等)

第三条 国土交通大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域を含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる。

2 前項の申出は、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、国土交通省令で定めるところにより、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長（以下「所管行政機関の長」という。）を通じてしなければならない。

3 国土交通大臣は、水源地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項の規定は、水源地域を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の決定及び変更)

第四条 都道府県知事は、前条第三項の公示があつたときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成し、これを所管行政機関の長を通じて国土交通大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の水源地域整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、水源地域整備計画に基づく事業（以下「整備事業」という。）を実施することとなるべき者（国を除く。）、関係地方公共団体の長及び政令で定める者の意見をきかなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定により提出された案に基づき、関係行政機関の長に協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。

4 国土交通大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、国土交通省令で定めるところにより公示しなければならない。

5 前各項の規定は、水源地域整備計画を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の内容)

第五条 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。）で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

- 一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の

基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又はダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業

二 指定湖沼水位調節施設に係る水源地域 土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業（事業の実施）

第六条 整備事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(協力)

第七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

(生活再建のための措置)

第八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者について、次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、

- 一 宅地、開発して農地とするのが適当な土地その他の土地の取得に関すること。
- 二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。
- 三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。
- 四 他に適当な土地がなかつたため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関すること。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第九条 次の各号の一に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する整備事業のうち、別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

- 一 その建設により水没する住宅の数が特に多いダム
- 二 その建設により水没する農地の面積が特に大きいダム
- 三 前二号に掲げるもののほか、その建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダム

2 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第二に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

3 前二項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、前二項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、これらの規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

4 第一項又は第二項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第十条 国は、整備事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第十一条 国は、前二条に定めるもののほか、水源地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、整備事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

（整備事業についての負担の調整等）

第十二条 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

- 一 指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者
- 二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体（イからハまでに掲げる区域については、前号に該当する地方公共団体を除く。）
 - イ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域
 - ロ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域
 - ハ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている工業用水道で工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域
 - ニ 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域

ホ 指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域

二 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に関し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができ。

（固定資産税の不均一課税に伴う措置）

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、水源地域内において水源地域の活性化に資する事業として総務省令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る償却資産又はその事業に係る家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（その措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（水源地域の活性化のための措置）

第十四条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 第九条（別表を含む。）の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国庫負担金（昭和四十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以後に支出すべきものとされた国庫負担金を除く。）から適用する。
- 3 平成四年度までに指定された指定ダム等に係る特例）

整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項の規定により指定された指定ダムに係るものについての第九条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第一の規定にかかわらず、指定ダムの第二条第二項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。

事業の区分	担割合の範囲は、別表第一の規定にかかわらず、指定ダムの第二条第二項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。	
	国の負担割合の範囲	国の負担割合の範囲
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
河川法（昭和三十三年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の施設又は改築（政令で定めるものを除く。）	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買取その他これに準ずる方法による取得を含む。）	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
4 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第三項の規定により指定された指定湖沼水位調節施設に係るものについての第九条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる事業の国の負担割合の範囲は、別表第二の規定にかかわらず、指定湖沼水位調節施設の第二条第三項の指定に係る次の表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に定める範囲とする。	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良十分の五・五以内	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改四分の三以内	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
良工事（政令で定めるものを除く。）	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度
5 整備事業で昭和五十九年度までの各年度において第二条第二項又は第三条の規定により指定された指定ダム等に係るものについての道路法第五十条第一項の規定の適用については、同項中「負担するものとする」とあるのは、「負担するものとする。ただし、国土交通大臣が国道の施設又は改築を行う場合において、当該施設又は改築が長大橋、トンネル等の特に大規模な工事であつて、政令で定める基準を超えるものに係るときは、国の負担割合を四分の三とすることができ	昭和五十九年度以前 の各年度	昭和五十九年度以前 の各年度

る」とし、当該整備事業についての河川法第六十条第一項の規定の適用については、同項中「改良工事のうち政令で定める大規模な工事（次項において「大規模改良工事」という。）に要する費用にあつてはその十分の三」とあるのは、「河川法施行法（昭和三十九年法律第六十八号）第五条に規定するダムに関する工事その他政令で定める大規模な工事に要する費用にあつてはその四分の一」とする。

6 整備事業で昭和六十年年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定

7 整備事業で平成四年度までの各年度において第二条第二項又は第三項の規定により指定された指定ダム等に係るものについての次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定ダム等の第二条第二項又は第三項の指定に係る同表の下欄に規定する年度の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える読み替えられる字句

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十五条第一項	平成四年度までの各年度にあつては十分の二（昭和六十年年度に年度まででの各年度においては十分の六、昭和六十一年の各年度においては十分の五・五）とは、三分の二までの各年度にあつては十分の五・五	昭和五十年以前各年度	昭和五十年以前各年度	十分の六
豪雪地帯対策特別措置法第十五条第三項	十分の五・五	三分の二	十分の六	十分の六
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十三条第二項並びに別表教育施設の項及び消防施設の項	十分の五・五（国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所又は幼保連携型認定こども園に係るものにあつては、三分の二）	三分の二	十分の六	十分の六
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律附則第三項	十分の五・五	三分の二	十分の六	十分の六
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第六条	十分の二を、防雪又は凍雪害の防止に係るものにあつては十分の六	三分の二	十分の六	十分の六
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法（昭和四十一年法律第四十五号）第十条第三項	十分の五・五	三分の二	十分の六	十分の六

砂防法第二分の一ノ負担ス但シ当該砂防十三条第一項ノ危険ナル状況ニ対スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノナルトキハ三分ノ二ニ当該砂防工事ガ再度災害ヲ防止スル為ニ施行スルモノニシテ又ハ火山地、火山麓若ハ火山現象ニ因リ著シキ被害ヲ受クルノ虞アル地域ニ於テ施行スルモノニシテ災害ニ因ル土砂ノ崩壊等ノ危険ナル状況ニ対スル為ニ施行スル緊急砂防事業ニ係ルモノノナルトキハ十分ノ五・五ヲ国庫ノ負担割合トス	当該地すべり防止工事が災害に三分の二	昭和五十年以前各年度	昭和五十年以前各年度	十分の六
地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十九條	当該地すべり防止工事が災害に三分の二	昭和五十年以前各年度	昭和五十年以前各年度	十分の六
道路整備事業に係るものにあつては、十分の五・五	当該地すべり防止工事が災害に三分の二	昭和五十年以前各年度	昭和五十年以前各年度	十分の六
政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年	当該地すべり防止工事が災害に三分の二	昭和五十年以前各年度	昭和五十年以前各年度	十分の六

む。以下同じ。）又は補助（昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年
 度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）昭和三十二年及び昭和
 六十三年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の
 の負担又は補助並びに昭和六十二年及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で
 昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国
 庫債務負担行為に基づき昭和六十二年以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助
 及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年以降の年度
 に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和六十三年五月六日法律第二八号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月一〇日法律第二二号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律（第十一条、第十二条及び第三十四条の規定を除く。）による改正後の法律の平成元
 年度及び平成二年度の特別に係る規定並びに平成元年度の特別に係る規定は、平成元年度及び平
 成二年度（平成元年度の特別に係るものにあつては、平成元年度。以下この項において同じ。）
 の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び
 次項において同じ。）又は補助（昭和六十三年以前年度の年度における事務又は事業の実施により
 平成元年度以降の年度に支出される国の負担及び昭和六十三年以前年度の国庫債務負担行為
 に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平
 成元年度及び平成二年度における事務又は事業の実施により平成三年度（平成元年度の特別に係
 るものにあつては、平成二年度。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担
 平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきもの
 とされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助
 で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年以前年度の年度にお
 ける事務又は事業の実施により平成元年度以降の年度に支出される国の負担、昭和六十三年以前
 の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又
 は補助及び昭和六十三年以前年度の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年
 度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月三十一日法律第一五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

（水源地域対策特別措置法の一部改正等）

23 前項の規定は改正後の水源地域対策特別措置法附則第七項及び第八項の規定は、平成二年
 度の予算に係る国の負担又は補助（平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二年
 度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）平成二年度の国庫債務負担
 行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成二年度
 の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用
 し、平成元年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二年度以降の年度に支出すべきもの
 とされた国の負担又は補助及び平成元年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成
 二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三〇日法律第一五号）抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第九條の規定を除く。）による改正後の法律の平成三年度及び平成
 四年度の特例に係る規定並びに平成三年度の特例に係る規定は、平成三年度及び平成四年度（平
 成三年度の特例に係るものにあつては平成三年度とする。以下この項において同じ。）の予算に

係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項において同
 じ。）又は補助（平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成三年度以降の年
 度に支出される国の負担及び平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降
 の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）並びに平成三年度及び平成四年度
 における事務又は事業の実施により平成五年度（平成三年度の特別に係るものにあつては平成四
 年度とする。以下この項において同じ。）以降の年度に支出される国の負担、平成三年度及び平
 成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担
 又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降
 の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度における事務又は事業の実施
 により平成三年度以降の年度に支出される国の負担、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為
 に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前
 の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについて
 は、なお従前の例による。

附 則（平成四年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成四年四月一日から施行する。

附 則（平成四年七月一日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第
 二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律
 （平成四年法律第八十六号）の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定
 は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日法律第八号）抄

（施行期日等）

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

2 この法律（第十一条及び第二十条の規定を除く。）による改正後の法律の規定は、平成五年度
 以降の年度の予算に係る国の負担（当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下
 この項において同じ。）又は補助（平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平
 成五年度以降の年度に支出される国の負担及び平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基
 づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。）について適用し、
 平成四年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成五年度以降の年度に支出される国
 の負担、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべき
 のものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で
 平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二十九日法律第六〇号）抄

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す
 る。

附 則（平成九年二月二七日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施
 行する。ただし、第一条の四の改正規定及び第四十二条の改正規定（同条に二項を加える部分を
 除く。）並びに附則第三条、第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。
 （その他の経過措置の政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
 る。

附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(水源地域対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 前条の規定による改正後の水源地域対策特別措置法附則第六項の規定は、平成十二年度の予算に係る国の負担又は補助(平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)、平成十二年度の国庫債務負担行為に基づき平成十三年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び平成十二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十三年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十二年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附則 (平成十四年三月三十一日法律第一二二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成十四年二月二十八日法律第一八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六条から第十三条まで及び第十五条から第二十六条までの規定 平成十五年十月一日

附則 (平成十五年三月三十一日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

附則 (平成十五年六月十八日法律第九二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

- 一 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第六六条、第六七条、第六百二条の二、第六百七条の三、第六百七条の四及び第六百九条の二の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第十七条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第三十八条まで、第四十一条、第四十三条、第四十五条、第四十六条、第四十八条、第五十一条及び第五十五条から第五十七条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (平成一八年三月三十一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正等に伴う経過措置)

第三条 第三条から第十四条まで及び附則第五条から第七条までの規定による改正後の次に掲げる法律の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助(第十五条第一号の規定による廃止前の公立義務教育諸学校整備特別措置法第二条第一項及び第三条第一項並びに附則第四項並びに第十五条第二号の規定による廃止前の公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法第三条第一項の規定に基づく国の負担又は補助を含む。以下この条において同じ。))及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一から十三まで 略

十四 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)

附則 (平成二〇年五月三十一日法律第三一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年四月三十一日法律第二八号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

附則 (平成二十四年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十四年八月二十二日法律第六七号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附則 (平成二十七年六月二十四日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三十一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和四年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

別表第一(第九条関係)

事業の区分

国の負担割合の範囲

土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	十分の五・五以内
森林法第四十一条第三項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く。）	十分の六以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	十分の五・五以内
河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	十分の五・五以内
砂防法第一条に規定する砂防工事	十分の六以内
道路法第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く。）	十分の二以内
水道法第三条第三項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	十分の四以内
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	十分の五・五以内
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第二項に規定する診療所の新設又は改築	十分の一以内
別表第二（第九条関係）	
事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	十分の一以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	十分の五・五以内